

東京都公報

発行  
東京都

目次

56

告示

- 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則による貸付金償還金の徴収委託……………（産業労働局農林水産部調整課）…一
- 東京都農業関係試験等手数料条例による手数料等の徴収委託……………（同）…一
- 東京都しごとセンター条例による使用料の徴収委託……………（産業労働局雇用就業部就業推進課）…一
- 東京都労働会館設置及び管理に関する条例による使用料の徴収委託……………（同）…二
- ……（産業労働局労働相談情報センター事業普及課）…二
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例による移転資金貸付金償還金の収納委託……………（建設局用地部管理課）…二
- 都立公園の有料公園及び有料施設の使用料の徴収委託（二件）……………（建設局公園緑地部公園課）…二
- 都立公園の有料施設の使用料の徴収委託（七件）……………（同）…三
- 都立公園の有料施設の使用料の徴収及び支出委託（二件）……………（同）…四
- 都立公園及び公園施設に係る写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収委託（十三件）……………（同）…五

告示

- 東京都霊園条例等による使用料及び手数料の徴収委託並びに管理料の収納委託……………（同）…八
- 東京都葬儀所条例等による使用料及び手数料の徴収委託……………（同）…八
- 東京都港湾管理条例による使用料の徴収委託（二件）……………（港湾局港湾経営部経営課）…九
- コンテナ船舶に係る入港料の徴収委託……………（同）…九
- 東京都立海上公園の占用料の徴収委託（六件）……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…九
- 東京都八丈島空港の着陸料及び停留料の徴収委託……………（港湾局離島港湾部管理課）…二

東京都告示第四百三十号

東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年東京都規則第四百十五号）に規定する貸付金償還金の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東日本信用漁業協同組合連合会
  - (二) 所在地 千葉県千葉市中央区新宿二丁目三番八号
- 二 委託期間
- 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

東京都告示第四百三十一号

東京都農業関係試験等手数料条例（平成十七年東京都条例第七十二号）に規定する手数料及び農産物等の物品売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団
  - (二) 所在地 立川市富士見町三丁目八番一号
- 二 委託期間
- 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

東京都告示第四百三十二号

東京都しごとセンター条例（平成八年東京都条例第六十一号）第七条に規定する提供施設等の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 公益財団法人東京しごと財団

(一) 所在地 千代田区飯田橋三丁目十番三号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第四百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

株式会社富士保安警備

墨田区両国二丁目十六番五号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都労政会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第八条第一項に規定する使用者から徴収する労政会館施設使用料の徴収の事務

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

中野区本町二丁目四十六番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例（昭和四十八年東京都条例第四十五号）に規定する移転資金貸付金償還金の収納

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百三十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

日比谷公園のテニスコート及びその夜間照明施設、小音楽堂並びに陳列場、芝公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、東白鬚公園の競技場、野球場及びテニスコート、木場公園のテニスコート及びその夜間照明施設、蘆花恒春園の集会場、砧公園の競技場、野球場、サッカー場及びそれらの夜間照明施設、祖師谷公園のテニスコート、代々木公園の競技場及びその夜間照明施設、サッカー場並びに野外ステージ、善福寺川緑地の野球場及びテニスコート、和田堀公園の競技場、高井戸公園の野球場及びサッカー場、汐入公園のテニスコート、浮間公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、赤塚公園の競技場、野球場及びテニスコート、城北中央公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、石神井公園の野球場及びその夜間照明施設、テニスコート並びに野外ステージ、光が丘公園の競技場、野球場、弓道場並びにテニスコート及びその夜間照明施設、大泉中央公園の競技場並びに野球場及びその夜間照明施設、舎人公園の競技場並びに野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、水元公園の集会場、篠崎公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、武蔵野中央公園のテニスコート、府中の森公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びにサッカー場、神代植物公園及び神代植物公園植物会館の集会場、小山田緑地の野球場、小金井公園の野球場、テニスコート及び弓道場、東大和南公園の野球場及びテニスコート並びに秋留台公園の競技場

●東京都告示第四百三十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料公園及び有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会

(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園並びに井の頭自然文化園及びその集会場

●東京都告示第四百三十七号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

二 委託期間 令和七年四月一日から同年九月三十日まで

三 委託施設 日比谷公園の大音楽堂

●東京都告示第四百三十八号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

猿江恩賜公園の競技場、野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設、亀戸中央公園のテニスコート及びその夜間照明施設、東綾瀬公園の野球場、テニスコート及びそれらの夜間照明施設並びに大島小松川公園

の野球場、テニスコート、サッカー場及びそれらの夜間照明施設

●東京都告示第四百三十九号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 武蔵野の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

武蔵野公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設並びに野川公園のテニスコート

●東京都告示第四百四十号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）



号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八号第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 多摩部の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 陵南公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設

●東京都告示第四百四十一号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八号第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス夢の島グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日

比谷アメニス内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 夢の島公園の競技場及び夢の島熱帯植物館

●東京都告示第四百四十二号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八号第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 ニッセイファシリティ株式会社

(二) 所在地 杉並区上高井戸一丁目二十五番十七号

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 井の頭恩賜公園の競技場、野球場及びテニスコート

●東京都告示第四百四十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二

号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八号第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 株式会社スペースアイ

(二) 所在地 文京区千駄木三丁目二十三番五号

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 井の頭恩賜公園の野外ステージ

●東京都告示第四百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三号の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

公益財団法人東京都公園協会

新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち高井戸公園のテニスコート及び府中の森公園のサッカー場の観客席に係るも

の徴収及び支出

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

オーディーエー株式会社

港区六本木七丁目六番三号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出の内容

は歳出の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七十七号）第十九条に規定する都立公園の有料施設の使用に係る使用料（予納金を含む。）のうち上野恩賜公園の競技場、野球場及びそれらの夜間照明施設に係るものの徴収及び支出並びに野外ステージに係るものの徴収

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百四十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七十七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

日比谷公園、芝公園、青山公園、戸山公園、東白鬚公園、木場公園、東京臨海広域防災公園、林試の森公園、蘆花恒春園、砧公園、駒沢オリンピック公園、祖師谷公園、代々木公園、善福寺公園、善福寺川緑地、和田堀公園、高井戸公園、汐入公園、浮間公園、赤塚公園、城北中央公園、石神井公園、光が丘公園、大泉中央公園、練馬城址公園、舎人公園、水元公園、篠崎公園、葛西臨海公園、長沼公園、平山城址公園、武蔵野中央公園、府中の森公園、神代植物公園、武蔵野の森公園、小山田緑地、小山内裏公園、小金井公園、東村山中央公園、東大和南公園、桜ヶ丘公園、秋留台公園、大神山公園、浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園及び殿ヶ谷戸庭園

●東京都告示第四百四十七号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七十七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京南部パークスグループ

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号 公益財団法人東京都公園協会内

二 委託期間 令和七年四月一日から同年九月三十日まで

三 委託施設 日比谷公園の大音楽堂

●東京都告示第四百四十八号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七十七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年

政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス東部地区グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

猿江恩賜公園、亀戸中央公園、尾久の原公園、東綾瀬公園、中川公園、大島小松川公園及び宇喜田公園

●東京都告示第四百四十九号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 武蔵野の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造

園株式会社内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

武蔵野公園、浅間山公園、野川公園、玉川上水緑道、武蔵国分寺公園、六仙公園及び東伏見公園

●東京都告示第四百五十号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 多摩部の公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 陵南公園、小宮公園、滝山公園及び大戸緑地

●東京都告示第四百五十一号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 狭山丘陵パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

狭山・境緑道、狭山公園、八国山緑地、東大和公園、中藤公園及び野山北・六道山公園

●東京都告示第四百五十二号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の定めるところにより、

次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 アメニス夢の島グループ

(二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 夢の島公園及び夢の島熱帯植物館

●東京都告示第四百五十三号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京臨海副都心グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 台場公園及び潮風公園

●東京都告示第四百五十四号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都慰霊協会

(二) 所在地 墨田区横網二丁目三番二十五号

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 横網町公園

●東京都告示第四百五十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 Tokyo Legacy Parks 株式会社

(二) 所在地 中央区八重洲一丁目四番十六号

き、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京動物園協会

(二) 所在地 台東区池之端二丁目九番七号

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、多摩動物公園及び井の頭自然文化園

●東京都告示第四百五十六号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）

第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 Tokyo Legacy Parks 株式会社

(二) 所在地 中央区八重洲一丁目四番十六号



二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 明治公園

●東京都告示第四百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
代々木公園STAGES  
渋谷区道玄坂一丁目二十一番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第一百七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料であつて代々木公園（渋谷区神南一丁目北側）に係るものの徴収

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
オーディーエー株式会社  
港区六本木七丁目六番三号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第一百七号）第十四条に規定する都市公園を占用する者から徴収する占用料のうち、同条例別表第四に規定する写真撮影のための臨時的な占用及びその他の占用に係る占用料であつて上野恩賜公園に係るものの徴収

三 指定日

令和七年四月一日

四 委託日

令和七年四月一日

●東京都告示第四百五十九号

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号。以下「霊園条例」という。）に規定する使用料（埋蔵施設、長期収蔵施設及び短期収蔵施設の使用許可並びに休憩所及び売店を設けるための土地の使用許可に係るものを除く。）及び手数料並びに東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）に規定する手数料（埋蔵・収蔵施設の使用証明、埋蔵・収蔵証明及び分骨証明に係るものに限る。）の徴収の事務並びに霊園条例に規定する管理料の収

納の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 公益財団法人東京都公園協会

(二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 多磨霊園、八柱霊園、小平霊園、八王子霊園、青山霊園、谷中霊園、雑司ヶ谷霊園及び染井霊園

●東京都告示第四百六十号

東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）に規定する使用料及び東京都事務手数料条例（昭和二十四年東京都条例第三十号）に規定する手数料（火葬証明及び分骨証明に係るものに限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方



- (一) 名称 公益財団法人東京都公園協会
- (二) 所在地 新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号
- 二 委託期間 令和七年四月一日から同月三十日まで
- 三 委託施設 瑞江葬儀所

●東京都告示第四百六十一号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項及び地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項及び同法による改正前の地方営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港埠頭株式会社

- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

- (一) 有明客船ターミナル施設の駐車場（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設

- (二) 船舶給水施設（島しょ港湾に設置する施設を除き、現金納付による徴収に限る。）

●東京都告示第四百六十二号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第十九条に規定する港湾施設の使用料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港埠頭・レポートセンターグループ

- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

竹芝客船ターミナル施設の駐車場（定期使用に係る部分を除く。）及び待合所施設

●東京都告示第四百六十三号

東京都入港料条例（昭和五十一年東京都条例第八十六号）第二条に規定する入港料の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改

正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 横浜港埠頭株式会社

- (二) 所在地 神奈川県横浜市中区山下町二番地

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託の内容

コンテナ船舶に係る入港料の徴収事務

●東京都告示第四百六十四号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東京港野鳥公園グループ

- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内
- 二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 三 委託施設 東京都立東京港野鳥公園

●東京都告示第四百六十五号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 若洲シーサイドパークグループ

- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

- 二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

- 三 委託施設 東京都立若洲海浜公園

●東京都告示第四百六十六号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）

別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 アメニス海上南部地区グループ

- (二) 所在地 港区三田四丁目七番二十七号 株式会社日比谷アメニス内

- 二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立大井ふ頭中央海浜公園、東京都立城南島海浜公園、東京都立品川北ふ頭公園、東京都立コンテナふ頭公園、東京都立みなとが丘ふ頭公園、東京都立京浜島つばさ公園、東京都立京浜島ふ頭公園、東京都立城南島ふ頭公園、東京都立東海ふ頭公園、東京都立芝浦南ふ頭公園、東京都立東海緑道公園、東京都立京浜運河緑道公園、東京都立大井ふ頭緑道公園、東京都立城南島緑道公園及び東京都立京浜島緑道公園

●東京都告示第四百六十七号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴

収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

- (一) 名称 東部地区公園グループ

- (二) 所在地 江東区青海二丁目四番二十四号 東京港埠頭株式会社内

- 二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設

東京都立辰巳の森海浜公園、東京都立晴海ふ頭公園、東京都立新木場公園、東京都立春海橋公園、東京都立辰巳の森緑道公園、東京都立夢の島緑道公園、東京都立新木場緑道公園及び東京都立晴海緑道公園

●東京都告示第四百六十八号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項及び地方

自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項及び同法による改正前の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 東京臨海副都心グループ

(二) 所在地 江東区青海二丁目五番十号 株式会社東京臨海ホールディングス内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立お台場海浜公園、東京都立有明親水海浜公園、東京都立青海中央ふ頭公園、東京都立青海北ふ頭公園、東京都立青海南ふ頭公園、東京都立暁ふ頭公園、東京都立水の広場公園、東京都立有明西ふ頭公園、東京都立東八潮緑道公園、東京都立青海緑道公園、東京都立シンボルプロムナード公園及び東京都立有明北緑道公園

●東京都告示第四百六十九号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第七号）別表第一に規定する東京都立海上公園を占用する者から徴収する占用料（東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）別表第五に規定する写真等の撮影のための臨時的な占用に係る占用料に限る。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する

政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 葛西海浜公園パートナーズ

(二) 所在地 豊島区南池袋一丁目十六番十五号 西武造園株式会社内

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都立葛西海浜公園

●東京都告示第四百七十号

東京都営空港条例（昭和三十七年東京都条例第五十三号）別表第一に規定する東京都営空港を使用する者から徴収する着陸料及び停留料（東京都営空港条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十六号）第五条第一項ただし書により知事の承認を得て納付するものを除く。）の徴収の事務については、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の定めるところにより、次のとおり委託したので告示する。

令和七年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 委託した相手方

(一) 名称 八丈島空港ターミナルビル株式会社

(二) 所在地 東京都八丈島八丈町大賀郷二千八百三十九番地二

二 委託期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

三 委託施設 東京都八丈島空港

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 発行   | 東京                           |
| 電話   | 東京都新宿区西新宿三丁目八番二号             |
|      | 〇三(五三二)一一一一(代)               |
| 郵便番号 | 163-8001                     |
| 定価   | 本号<br>一箇月 六、六〇〇円<br>(郵送料を含む) |
| 印刷所  | 三鈴印刷株式会社                     |
| 電話   | 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一        |
|      | 〇三(五二七六)〇八一(代)               |
| 郵便番号 | 101-0051                     |